

# 1 環境騒音及び自動車騒音

## (1) 騒音に係る環境基準について

### ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

#### ○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

- 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては、40 デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）  
 ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第一号に規定する自動車専用道路  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。  
 ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

### <環境基準の評価>

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- ① 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- ② 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- ③ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- ④ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- ⑤ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

### <環境基準の地域としての評価>

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- ① 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- ② 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

## イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対象市町 (19市8町)		地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市	志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
鹿屋市	奄美市		
枕崎市	南九州市		
阿久根市	伊佐市		
出水市	始良市		
指宿市	さつま町	B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
西之表市	湧水町		
垂水市	錦江町		
薩摩川内市	肝付町		
日置市	中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市	瀬戸内町		
霧島市	和泊町		
いちき串木野市	知名町		
南さつま市			

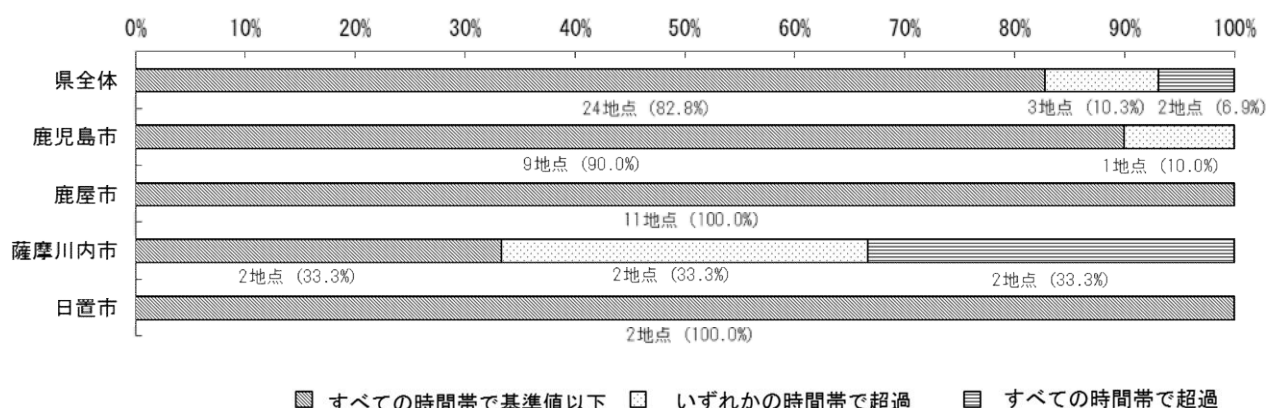
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

## ウ 調査結果の概要

平成26年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

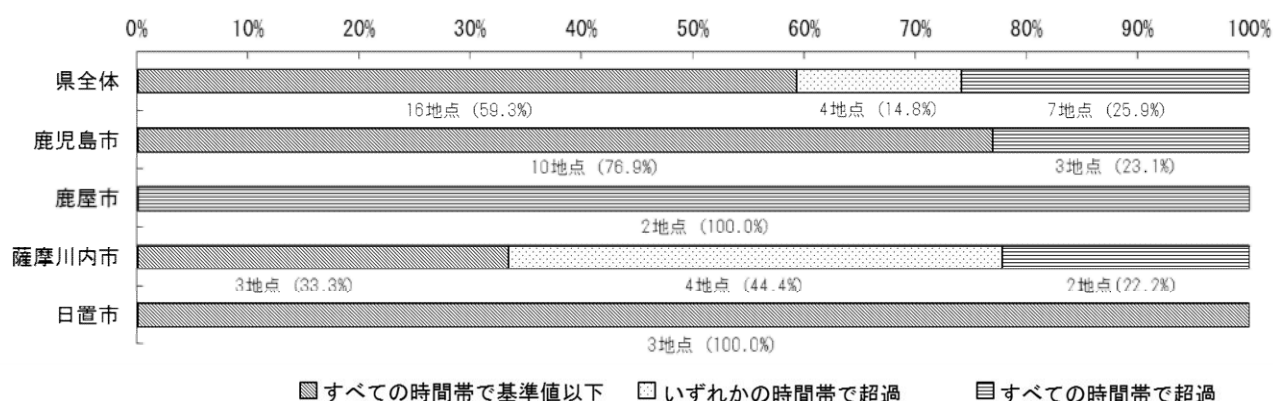
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（29地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は82.8%（24地点）、いずれかの時間帯で基準値を超過している地点は10.3%（3地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は6.9%（2地点）であった。

### ① 騒音に係る環境基準（一般地域）の調査結果概要



(注) 本図のデータは、平成26年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### ② 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、平成26年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### ③ 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか4町の計12区間（1,173戸）における環境基準（道路に面する地域）を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

## エ 調査結果の詳細

### ① 道路に面する地域以外の地域（一般地域）における騒音調査結果（市実施）

単位：デシベル(A)

市	地 点 名	用途 地域 (注)	環境 基準 類型	測定年月日	測定値	
					昼間	夜間
鹿 児 島 市	原良七丁目	1低	A	H27. 1. 27 ~ 28	46	37
	三和町	2中	A	H27. 1. 13 ~ 14	50	41
	武一丁目	商	C	H27. 1. 27 ~ 28	57	49
	新屋敷町	近商	C	H27. 1. 13 ~ 14	49	42
	池之上町	2中	A	H27. 1. 27 ~ 28	50	41
	上荒田町	1住	B	H27. 1. 27 ~ 28	55	46
	錦江町	準工	C	H27. 1. 13 ~ 14	49	43
	新栄町	工	C	H27. 1. 13 ~ 14	53	46
	大明丘三丁目	1低	A	H27. 1. 27 ~ 28	46	32
	坂之上七丁目	1低	A	H27. 1. 13 ~ 14	45	33
鹿 屋 市	西原一丁目	1中	A	H27. 2. 2 ~ 3	52	35
	打馬二丁目	1中	A	H27. 2. 3 ~ 4	44	33
	札元一丁目	1低	A	H27. 2. 4 ~ 5	45	40
	寿七丁目	1低	A	H27. 2. 5 ~ 6	53	44
	吾平町	1中	A	H27. 3. 4 ~ 5	44	31
	新栄町	1住	B	H27. 2. 9 ~ 10	55	42
	白崎町	1住	B	H27. 2. 17 ~ 18	52	43
	新川町	準住	B	H27. 2. 23 ~ 24	48	40
	吾平町	1住	B	H27. 2. 24 ~ 25	41	33
	共栄町	商	C	H27. 3. 2 ~ 3	56	43
吾平町	商	C	H27. 2. 26 ~ 27	52	43	
薩 摩 川 内 市	御陵下町	1中	A	H27. 1. 8 ~ 9	59	46
	宮内町	1住	B	H27. 1. 8 ~ 9	52	49
	白和町	2住	B	H27. 2. 3 ~ 4	50	41
	高城町	1住	B	H27. 1. 8 ~ 9	61	52
	入来町副田	1住	B	H27. 1. 8 ~ 9	47	39
	西開闢町	近商	C	H27. 1. 8 ~ 9	61	41
日 置 市	伊集院町妙円寺一丁目	1低	A	H26. 11. 20 ~ 21	43	32
	伊集院町麦生田	1中	A	H26. 11. 20 ~ 21	47	39

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低=第1種低層住居専用地域、2低=第2種低層住居専用地域、1中=第1種中高層住居専用地域、  
2中=第2種中高層住居専用地域、1住=第1種住居地域、2住=第2種住居地域、準住=準住居地域、  
近商=近隣商業地域、商=商業地域、準工=準工業地域、工=工業地域

② 道路に面する地域における調査結果<点的評価> (市実施)

単位：デシベル(A)

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接 空間 (注2)	車 線 数 (注3)	用途 地域 (注4)	環境 基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	九州縦貫自動車道鹿児島線	伊敷6丁目	下	○	4	1住	A	H27.1.22	H27.1.23	○	56	49	70	65
	2	一般国道3号	田上7丁目	上	○	2	1住	A	H27.1.22	H27.1.23	○	60	53	70	65
	3	一般国道225号	小松原2丁目	上	○	2	商	C	H27.2.5	H27.2.6	○	71	68	70	65
	4	一般国道225号	宇宿1丁目	下	○	6	近商	C	H27.2.5	H27.2.6	○	75	71	70	65
	5	指宿鹿児島インター線	田上町	上	○	4	未	—	H27.1.22	H27.1.23	○	58	51	70	65
	6	鹿児島加世田線	郡元3丁目	下	○	4	準住	B	H27.1.19	H27.1.20	○	66	62	70	65
	7	鹿児島東市来線	中央町	上	○	4	商	C	H27.1.19	H27.1.20	○	70	63	70	65
	8	鹿児島停車場線	易居町	下	○	4	商	C	H27.1.22	H27.1.23	○	71	68	70	65
	9	喜入停車場線	喜入町	上	○	2	未	—	H27.2.17	H27.2.18	○	63	53	70	65
	10	草牟田城山線	城山町	下	○	4	1住	A	H27.1.22	H27.1.23	○	70	63	70	65
	11	高麗本通線	鴨池1丁目	下	○	4	準住	B	H27.1.19	H27.1.20	○	69	64	70	65
	12	中洲通線	上荒田町	下	○	4	近商	C	H27.1.19	H27.1.20	○	68	65	70	65
	13	唐湊線	郡元1丁目	上	○	4	近商	C	H27.1.19	H27.1.20	○	66	61	70	65
鹿屋市	1	国道269号	鹿屋運動公園前	上	○	2	1中	B	H27.1.16	H27.1.17		75	70	70	65
	2	県道68号	鹿屋警察署	下	○	2	近商	C	H27.1.20	H27.1.21		75	70	70	65
薩摩川内市	1	市道大小路・中郷線	大小路町	下		2	1住	B	H27.1.7	H27.1.8	○	64	56	65	60
	2	市道隈之城・高城線	東大小路町	下		2	2住	B	H26.12.25	H26.12.26	○	66	60	65	60
	3	市道向田・高城線	神田町	上		2	近商	C	H27.1.7	H27.1.8	○	66	59	65	60
	4	県道川内祁答院線	平佐町	上	○	2	1中	A	H26.12.24	H26.12.25	○	64	56	70	65
	5	国道3号	御陵下町	上	○	4	近商	C	H27.2.9	H27.2.10	○	73	65	70	65
	6	国道267号	国分寺町	下	○	2	準住	B	H27.1.7	H27.1.8	○	67	59	70	65
	7	国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	H27.1.6	H27.1.7	○	71	66	70	65
	8	国道3号	川永野町	上	○	2	外	—	H27.1.28	H27.1.29	○	72	63	70	65
	9	国道3号	都町	上	○	4	外	—	H26.12.25	H26.12.26	○	72	66	70	65
日置市	1	市道いすの木通り線	伊集院町妙円寺1丁目	下		2	1低	A	H26.11.20	H26.11.21	○	59	48	60	55
	2	市道文化通り線	伊集院町郡1丁目	下		2	1住	B	H26.11.20	H26.11.21	○	62	54	65	60
	3	県道24号鹿児島東市来線	伊集院町下谷口	上	○	2	準住	B	H26.11.20	H26.11.21	○	66	59	70	65

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第1種低層住居専用地域、2低：第2種低層住居専用地域、1中：第1種中高層住居専用地域、

2中：第2種中高層住居専用地域、1住：第1種住居地域、2住：第2種住居地域、準住：準住居専用地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

③ 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価> (県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況(達成率)															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)					
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,065	94.9%	95.6%	96.1%	398	97.5%	98.7%	97.7%	667	93.4%	93.7%	95.1%
						1,011	1,018	1,023		388	393	389		623	625	634
		一般国道	229.6	100	23,934	92.6%	94.1%	93.2%	9,574	92.5%	94.9%	93.7%	12,856	103.5%	104.5%	103.8%
						22,154	22,517	22,315		8,854	9,086	8,975		13,300	13,431	13,340
	県道	295.4	97	29,776	93.1%	94.0%	94.0%	12,949	88.8%	90.3%	90.1%	16,827	96.5%	96.9%	97.0%	
					27,735	28,002	28,000		11,502	11,699	11,670		16,233	16,303	16,330	
	4車線以上の市町村道	20.7	14	14,942	98.8%	99.3%	98.8%	7,249	97.8%	98.8%	97.9%	7,693	99.7%	99.8%	99.7%	
					14,762	14,834	14,764		7,093	7,160	7,094		7,669	7,674	7,670	
	合計	562.7	214	69,717	94.2%	95.2%	94.8%	30,170	92.3%	93.9%	93.2%	38,043	99.4%	100.0%	99.8%	
					65,662	66,371	66,102		27,837	28,338	28,128		37,825	38,033	37,974	
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	30.8	10	817	100.0%	100.0%	100.0%	324	100.0%	100.0%	100.0%	493	100.0%	100.0%	100.0%
						817	817	817		324	324	324		493	493	493
	県道	5.4	2	356	100.0%	100.0%	100.0%	139	100.0%	100.0%	100.0%	217	100.0%	100.0%	100.0%	
					356	356	356		139	139	139		217	217	217	
	合計	36.2	12	1,173	100.0%	100.0%	100.0%	463	100.0%	100.0%	100.0%	710	100.0%	100.0%	100.0%	
					1,173	1,173	1,173		463	463	463		710	710	710	
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	17.0	3	1,065	94.9%	95.6%	96.1%	398	97.5%	98.7%	97.7%	667	93.4%	93.7%	95.1%
						1,011	1,018	1,023		388	393	389		623	625	634
		一般国道	100.5	27	14,368	89.7%	91.8%	89.8%	6,389	83.9%	86.9%	84.0%	7,979	94.3%	95.7%	94.4%
						12,886	13,187	12,896		5,360	5,549	5,365		7,526	7,638	7,531
	県道	256.0	72	26,944	92.4%	93.4%	93.4%	11,809	87.7%	89.4%	89.2%	15,135	96.1%	96.5%	96.7%	
					24,904	25,171	25,169		10,362	10,559	10,530		14,542	14,612	14,639	
	4車線以上の市町村道	20.7	14	14,942	98.8%	99.3%	98.8%	7,249	97.8%	98.8%	97.9%	7,693	99.7%	99.8%	99.7%	
					14,762	14,834	14,764		7,093	7,160	7,094		7,669	7,674	7,670	
	合計	394.2	116	57,319	93.4%	94.6%	94.0%	25,845	89.8%	91.5%	90.5%	31,474	96.5%	97.1%	96.8%	
					53,563	54,210	53,852		23,203	23,661	23,378		30,360	30,549	30,474	
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	3	269	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	184	100.0%	100.0%	100.0%
						269	269	269		85	85	85		184	184	184
	合計	1.9	3	269	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	184	100.0%	100.0%	100.0%	
					269	269	269		85	85	85		184	184	184	
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	347	100.0%	100.0%	100.0%	111	100.0%	100.0%	100.0%	236	100.0%	100.0%	100.0%
						347	347	347		111	111	111		236	236	236
	合計	2.0	2	347	100.0%	100.0%	100.0%	111	100.0%	100.0%	100.0%	236	100.0%	100.0%	100.0%	
					347	347	347		111	111	111		236	236	236	
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	423	84.2%	96.0%	84.2%	148	66.9%	88.5%	66.9%	275	93.5%	100.0%	93.5%
						356	406	356		99	131	99		257	275	257
	県道	11.8	4	497	100.0%	100.0%	100.0%	206	100.0%	100.0%	100.0%	291	100.0%	100.0%	100.0%	
					497	497	497		206	206	206		291	291	291	
	合計	23.1	9	920	92.7%	98.2%	92.7%	354	86.2%	95.2%	86.2%	566	96.8%	100.0%	96.8%	
					853	903	853		305	337	305		548	566	548	
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	7.4	4	650	95.1%	96.8%	95.2%	248	91.1%	95.6%	91.1%	402	97.5%	97.5%	97.8%
						618	629	619		226	237	226		392	392	393
	合計	7.4	4	650	95.1%	96.8%	95.2%	248	91.1%	95.6%	91.1%	402	97.5%	97.5%	97.8%	
					618	629	619		226	237	226		392	392	393	
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	1	295	100.0%	100.0%	100.0%	108	100.0%	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%	100.0%
						295	295	295		108	108	108		187	187	187
	合計	2.0	1	295	100.0%	100.0%	100.0%	108	100.0%	100.0%	100.0%	187	100.0%	100.0%	100.0%	
					295	295	295		108	108	108		187	187	187	
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	1	441	100.0%	100.0%	100.0%	214	100.0%	100.0%	100.0%	227	100.0%	100.0%	100.0%
						441	441	441		214	214	214		227	227	227
	合計	2.2	1	441	100.0%	100.0%	100.0%	214	100.0%	100.0%	100.0%	227	100.0%	100.0%	100.0%	
					441	441	441		214	214	214		227	227	227	
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%
						159	159	159		62	62	62		97	97	97
	合計	1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%	
					159	159	159		62	62	62		97	97	97	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	214	71.5%	71.5%	100.0%	100	39.0%	39.0%	100.0%	114	100.0%	100.0%	100.0%
						153	153	214		39	39	100		114	114	114
	合計	1.7	4	214	71.5%	71.5%	100.0%	100	39.0%	39.0%	100.0%	114	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	13.7	9	789	96.8%	96.8%	96.8%	353	93.8%	93.8%	93.8%	436	99.3%	99.3%	99.3%
						764	764	764		331	331	331		436	433	433
	合計	18.2	14	1,268	98.0%	98.0%	98.0%	523	95.8%	95.8%	95.8%	745	99.6%	99.6%	99.6%	
曾於市	道路種類別の内訳	県道	9.9	6	421	100.0%	100.0%	100.0%	216	100.0%	100.0%	100.0%	205	100.0%	100.0%	100.0%
						421	421	421		216	216	216		205	205	205
	合計	18.7	12	641	96.6%	96.7%	96.6%	320	93.4%	93.4%	93.4%	321	99.7%	100.0%	99.7%	
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	3.8	1	794	100.0%	100.0%	100.0%	240	100.0%	100.0%	100.0%	554	100.0%	100.0%	100.0%
						794	794	794		240	240	240		554	554	554
	合計	3.8	1	794	100.0%	100.0%	100.0%	240	100.0%	100.0%	100.0%	554	100.0%	100.0%	100.0%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	8	1,380	95.1%	95.1%	99.9%	478	88.5%	88.5%	100.0%	902	98.6%	98.6%	99.9%
						1,312	1,312	1,379		423	423	478		902	889	889
	合計	17.6	8	1,380	95.1%	95.1%	99.9%	478	88.5%	88.5%	100.0%	902	98.6%	98.6%	99.9%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.5	9	952	99.8%	99.8%	99.9%	387	100.0%	100.0%	100.0%	565	99.6%	99.6%	99.8%
						950	950	951		387	387	387		565	563	563
	合計	11.8	11	1,088	99.8%	99.8%	99.9%	442	100.0%	100.0%	100.0%	646	99.7%	99.7%	99.8%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
						269	269	269		72	72	72		198	197	197
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	98.5%	98.5%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	97.5%	97.5%	100.0%
						1,400	1,400	1,421		582	582	582		839	818	818
	合計	3.1	3	1,834	98.9%	98.9%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	98.0%	98.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
						211	211	211		77	77	77		134	134	134
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%
						343	343	343		165	165	165		178	178	178
	合計	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

## (2) 自動車騒音要請限度について

### ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

#### ○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

### イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、概ね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域